



今月のお知らせ

感染症や気象状況によっては、事業を変更する場合があります。ご了承ください。

健康サロン

日時：9月 2日(火) 13時00分～
16日(火) 13時00分～
30日(火) 13時00分～

場所：さわやか人権文化センター

内容：健康マージャン

～賭けない・飲まない・吸わないをモットーに
仲間づくり・健康づくりを実現しましょう～

ペン習字教室

日時：9月22日(月) 13時30分～

場所：さわやか人権文化センター

内容：「絵手紙」「実用的な書」

～いつでも、どこでも、
誰でも、楽しめること～



みんなの楽級がっきゅう

日時：9月24日(水) 13時30分～
場所：さわやか人権文化センター

内容：「布カバン」を作ろう！

衣服の古布などでカバンを作ります。
みんなでいっしょに作りませんか

ゆとり教室

日時：9月27日(土) 11時00分～

場所：上米積 老人憩いの家

法話：阪本 仁さん

「一緒に生命の大切さを考えましょう」

さわやかサロン

9月の さわやかサロン はお休みします。

第4回倉吉市人権のために学ぶ同和教育講座

親の介護 オンナがするの？ オトコがするの？

～誰もが介護と仕事・家庭・育児を両立できるよう、今から考える～

日時 9月23日(火・祝) 13時30分～15時30分

会場 倉吉交流プラザ 視聴覚ホール

講師 飯田 雄介 さん

(合同会社 あいいろ デイサービスはるかぜ管理者)

※入場無料、託児あり(託児は事前申込が必要です)

お問合せ先：倉吉市人権政策課 男女共同参画係 電話：22-8130 FAX：22-8230

こんな方におすすめの講演です

- 働きながら介護している方
- これからの介護が不安な方
- これまで介護のことを考えたことがない方
- 介護を支援する方

困りごとはありませんか？ 人権が侵害されていませんか

悩みごと・生活に困っていることがありましたら、どんなことでも、1人で抱えこまずにご相談ください。

倉吉市 人権政策課
さわやか人権文化センター

差別落書きや差別発言などに遭遇されましたら、倉吉市人権政策課もしくは人権文化センターにご相談ください。

電話 22-8130
電話/FAX 28-2017

さわやか人権文化センターだより



2025年9月1日発行 No.371

〔発行所〕さわやか人権文化センター

〔所在地〕〒682-0602

倉吉市上米積 1074-1

〔電話兼ファクス〕0858-28-2017

〔メールアドレス〕sawayaka@ncn-k.net

センターだより「さわやか」に関するご意見・ご要望をおよせください。

久米中学校区内の新任者研修

差別と闘い、命を守る取り組みに学ぶ

7月29日に、久米中学校区同和教育研究協議会現地研修会が開催されました。この研修会は、久米中学校区内の保育園、小学校、中学校、コミュニティセンター、児童センター、人権文化センターなど、教育にかかわる公的機関へ新たに転任・採用された職員を対象として、部落問題をはじめとする人権問題を考える場です。

今年度は16名の参加者により、フィールドワークと座学で「地域で取り組んできた命を守る闘い(同和対策事業)」「差別の現実」について研修しました。



現地の取り組みに学びました

研修の「地域の同和対策事業、フィールドワーク」では、災害防止や厳しい生活環境の改善にむけて住民が、悩みながらも『一人の問題はみんなの問題』ととらえて進められた、急傾斜地崩壊防止対策事業や安全で住みよい村づくりの取り組みが紹介されました。

「差別の現実」では、近年の被差別体験から、今も私たちのまわりに部落差別が存在し、差別意識の有無に関係なく差別的な言動を行う事例について学びました。



その後のグループワークでは、「研修を通じてこれからの生活に生かしていけること」「部落差別と自分自身の生活とのつながり」などをテーマにして話し合いました。

参加者の感想

(一部)

- 差別をしてしまった人の心情もですが、差別を乗り越えた人の心情にもふれていきたい。
- 人と人とのつながり、あたたかさ、命の大切さ、そういう同和教育の魅力をなくさず、伝えていきたい。
- 差別は無自覚に人を傷つけている可能性があることの怖さを感じた。こういった学びを通じて、少しの違和感でもきちんと認知できるようにならねばいけないと思った。



グループに分かれて話し合いました

2026(令和8)年度 鳥取県育英奨学生(高等学校等奨学資金)の予約募集【概要】

県内に保護者の住所があり、経済的理由により修学が困難な高等学校等の進学者に育英奨学資金が無利子で貸与されます。この募集は、高校等進学後に奨学資金の貸与を希望する方に対する、進学前の予約奨学生(採用候補者)の募集です。(募集人数：250人予定)

申請資格(次の要件をすべて満たす者とします)

- (1) 保護者の住所が県内にあり、高等学校等(県外含む)に在学すること。
- (2) 申請者の属する世帯の年間所得が基準額以下であること。
- (3) 鳥取県から同種類の奨学資金の貸与を受けていないこと。
- (4) 鳥取県以外の者から、同種類の奨学資金であって鳥取県育英奨学資金の貸与月額を超える無利子の貸与を受けていないこと。
- (5) 県内に住所を有する方と生計を同じくしていること。
- (6) 修学に対する意欲があること。



貸与月額：		国公立の高等学校等		私立の高等学校等	
自宅通学	月額	18,000円	自宅通学	月額	30,000円
自宅外通学	月額	23,000円	自宅外通学	月額	35,000円

連帯保証人等：申込には連帯保証人および保証人が必要です。

申込締切：2025(令和7)年9月19日(金)

※選考結果は2025(令和7)年12月上旬に通知される予定です。

詳細の問い合わせ：
鳥取県教育委員会事務局 育英奨学室
電話：0857-29-7145

参加者募集！

国立ハンセン病療養所「長島愛生園」訪問 隔離の歴史 現地訪問で正しく理解を

鳥取県では、国立ハンセン病療養所「長島愛生園」(岡山県)を訪ね、歴史館や園内見学、納骨堂を巡る事業を毎年行っています。

研修当日は、入居者の方に代わり現地の学芸員の方から、誤ったハンセン病への知識から生じる隔離、差別などを「継承講話」という形で説明を受けます。正しい歴史を知り、人権問題意識を深められる訪問です。

実施日：2025年10月18日(土)

募集人員：鳥取県中部で24人

参加費：無料(ただし昼食は自己負担)

当日日程：7:45 中部総合事務所出発 ※バス移動

12:30 長島愛生園到着
歴史館・歴史回廊見学、
納骨堂お参り、学芸員継承講話

17:00 長島愛生園出発

20:30 中部総合事務所到着・解散

申込締切：9月26日(金)

問い合わせ・申込先：鳥取県中部総合事務所 倉吉保健所 医薬・感染症対策課

電話：23-3145 FAX：23-4803



人間回復の橋 久長島大橋

身元調査をしない させない 許さない！

毎年9月は「身元調査お断り運動推進強調月間」

鳥取県では、1996(平成8)年に鳥取県人権尊重の社会づくり条例を制定し、その取組の一つとして、偏見に基づく身元調査をなくすため、「身元調査お断り運動」を県民運動として推進し、毎年9月を「身元調査お断り運動推進強調月間」としています。

差別意識や偏見に基づき、結婚や就職に際し、本人の知らないところで、その人の出生や経歴などを調べる身元調査は、重大な人権侵害です。差別のない人権が尊重される社会を目指して、私たち一人ひとりが、改めて人権意識を高めていく必要があります。

身元調査とは

結婚や就職の際に行う調査、商行為上における契約の相手方の信用調査、あるいは消費貸借における借主の資力調査など、さまざまな方法があります。

①興信所等の民間調査機関によって行われる身元調査

②聞き合わせ

〔結婚に際し両親や親戚等によって、主に相手の実家近辺で、家庭環境や人物についての評判を聞いて回ること。〕

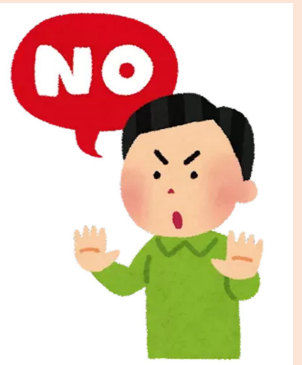
*多くの場合、重大な人権侵害であり、差別行為になります。

特に注意しなければならないのは、差別意識や偏見がなくても、調査する側の巧みな言葉によって第三者のことを話すことで、結果として身元調査に協力してしまう場合です。

調査の目的等をよく把握し、差別行為につながる調査には協力しないようにすることが大切です。

身元調査の多くは、同和地区出身者や在日外国人などが不当に受ける差別的な扱いにつながるものです。

本人の性格や能力とは関係なく、本人にはどうすることもできないことで差別をするのは許されません。



2025(令和7)年3月『人権・同和問題に関する市民意識調査』から

Q. 身元調査についてあなたはごどう思いますか。

「すべきではない」44.3%

「どちらかといえばすべきでない」31.6%

「どちらかといえば必要だ」8.2% 「当然必要だ」1.6%

「わからない」11.5%

無回答 2.9%

*身元調査に肯定的な市民は9.8%であり、その行為が人権侵害になるということの認識が欠けていることが伺えます。このようなことから「正しく学ぶ必要がある」と言えるのではないのでしょうか。

***身元調査を依頼したり、引き受けることは、人間の尊厳を無視した差別意識や偏見に基づく行為であり、決して許されるものではありません。**
(鳥取県ホームページ一部参照)

あなたの個人情報を守る「本人通知制度」

本人通知制度は、倉吉市に住民登録や本籍がある方が事前に登録しておけば、その方の住民票の写しなどを代理人又は第三者に交付したときに、その事実を登録者本人にお知らせし、不正請求の抑止や不正取得による個人の権利の侵害防止の効果が期待できます。

このたび、窓口に加えインターネットでの手続きが可能となりました。

詳しくは、倉吉市公式ホームページでご確認ください。

